

心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第19号

心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(加入等の手続)</p> <p>第4条 条例第5条第1項に規定する加入の申込みは、加入等申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害証明書（様式第2号）</p> <p>(4) 年金管理者を必要とする場合は、年金管理者指定届書（様式第3号）</p> <p>(5) 条例第6条の2第1項各号のいずれかに該当する場合で同項の規定の適用を受けようとするときは、生活状況届書（様式第4号）</p> <p>2 [略]</p> <p>3 知事は、前2項の加入等申込書を受理した場合において、加入又は口数の追加（以下「加入等」という。）を承認したときは加入等承認通知書（様式第5号）及び心身障害者扶養共済制度加入証書（様式第6号）又は心身障害者扶養共済制度口数追加証書（様式第7号）を、加入等を承認しないときは加入等不承認通知書（様式第8号）を当該加入等の申込みを行った者に交付するものとする。</p> <p>(掛金等月額の変更)</p> <p>第6条 加入者は、新たに条例第6条の2第1項第1号に該当する場合で同条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとするとき、又は同号に該当しなくなった場合は、掛金等月額変更届書（様式第9号）をその変更があった日から10日以内に所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 加入者は、条例第6条の2第1項第2号又は第3号に該当する場合で同条第1項から第3項までの規定の適用を受けているとき、又は新たに同条第1項第2号又は第3号に該当する場合で同条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとするときは、市町村民税課税状況届書（様式第10号）を毎年3月15日までに所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>3 局長は、前2項の規定による届書を受理したとき、又は第</p>	<p>(加入等の手続)</p> <p>第4条 条例第5条第1項に規定する加入の申込みは、<u>別に定める様式による加入等申込書</u>に<u>次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>別に定める様式による障害証明書</u></p> <p>(4) 年金管理者を必要とする場合は、<u>別に定める様式による年金管理者指定届書</u></p> <p>(5) 条例第6条の2第1項各号のいずれかに該当する場合で同項の規定の適用を受けようとするときは、<u>別に定める様式による生活状況届書</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 知事は、前2項の加入等申込書を受理した場合において、加入又は口数の追加（以下「加入等」という。）を承認したときは<u>別に定める様式による加入等承認通知書</u>及び心身障害者扶養共済制度加入証書（様式第1号）又は心身障害者扶養共済制度口数追加証書（様式第2号）を、加入等を承認しないときは<u>別に定める様式による加入等不承認通知書</u>を当該加入等の申込みを行った者に交付するものとする。</p> <p>(掛金等月額の変更)</p> <p>第6条 加入者は、新たに条例第6条の2第1項第1号に該当する場合で同条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとするとき、又は同号に該当しなくなった場合は、<u>別に定める様式による掛金等月額変更届書</u>をその変更があった日から10日以内に所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 加入者は、条例第6条の2第1項第2号又は第3号に該当する場合で同条第1項から第3項までの規定の適用を受けているとき、又は新たに同条第1項第2号又は第3号に該当する場合で同条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとするときは、<u>別に定める様式による市町村民税課税状況届書</u>を毎年3月15日までに所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>3 局長は、前2項の規定による届書を受理したとき、又は第</p>

6項の規定により掛金、加算掛金若しくは継続掛金の月額を変更するとき、若しくは加入者の年齢の区分の異動により掛金の月額を変更するときは、掛金等月額変更通知書（様式第11号）を加入者に交付するものとする。

4～6 [略]

(年金の給付手続)

第7条 条例第7条第1項に規定する年金の給付の請求をしようとする心身障害者又は年金管理者は、年金給付請求書（様式第12号）に次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 加入者の死亡により請求する場合

ア 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。ただし、加入者の死亡が加入した日（加入者が2口の加入者又は条例第4条第2号に規定する2口目継続1口加入者である場合は、2口の加入者となった日）から2年以内であるときは、所定の死亡証明書（死体検案書）（様式第13号）

イ～エ [略]

(2) 加入者の重度障害により請求する場合

ア 障害診断書（様式第14号）

イ～エ [略]

2 知事は、前項の年金給付請求書を受理した場合において、年金の支給を決定したときは年金給付決定通知書（様式第15号）及び心身障害者扶養共済制度年金証書（様式第16号）を年金受給権者又は年金管理者に、年金を支給しないことに決定したときは年金（加算額）不支給決定通知書（様式第17号）を心身障害者又は年金管理者に交付するものとする。

(加入証書等の再交付)

第8条 加入者又は年金受給権者若しくは年金管理者は、心身障害者扶養共済制度加入証書若しくは心身障害者扶養共済制度口数追加証書又は心身障害者扶養共済制度年金証書を亡失し、又は損傷した場合には、加入証書等再交付申請書（様式第18号）を知事に提出して再交付を受けなければならない。

(年金の支給停止)

第9条 知事は、条例第9条に規定する年金の支給の停止をしようとするときは、年金支給停止決定通知書（様式第19号）を年金受給権者又は年金管理者に交付するものとする。

2 知事は、年金の支給の停止の事由が消滅したときは、年金

6項の規定により掛金、加算掛金若しくは継続掛金の月額を変更するとき、若しくは加入者の年齢の区分の異動により掛金の月額を変更するときは、別に定める様式による掛金等月額変更通知書を加入者に交付するものとする。

4～6 [略]

(年金の給付手続)

第7条 条例第7条第1項に規定する年金の給付の請求をしようとする心身障害者又は年金管理者は、別に定める様式による年金給付請求書に次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 加入者の死亡により請求する場合

ア 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。ただし、加入者の死亡が加入した日（加入者が2口の加入者又は条例第5条の2第4項第2号に規定する2口目継続1口加入者である場合は、2口の加入者となった日）から2年以内であるときは、別に定める様式による死亡証明書（死体検案書）

イ～エ [略]

(2) 加入者の重度障害により請求する場合

ア 別に定める様式による障害診断書

イ～エ [略]

2 知事は、前項の年金給付請求書を受理した場合において、年金の支給を決定したときは別に定める様式による年金給付決定通知書及び心身障害者扶養共済制度年金証書（様式第3号）を年金受給権者又は年金管理者に、年金を支給しないことに決定したときは別に定める様式による年金（加算額）不支給決定通知書を心身障害者又は年金管理者に交付するものとする。

(加入証書等の再交付)

第8条 加入者又は年金受給権者若しくは年金管理者は、心身障害者扶養共済制度加入証書若しくは心身障害者扶養共済制度口数追加証書又は心身障害者扶養共済制度年金証書を亡失し、又は損傷した場合には、別に定める様式による加入証書等再交付申請書を知事に提出して再交付を受けなければならない。

(年金の支給停止)

第9条 知事は、条例第9条に規定する年金の支給の停止をしようとするときは、別に定める様式による年金支給停止決定通知書を年金受給権者又は年金管理者に交付するものとする。

2 知事は、年金の支給の停止の事由が消滅したときは、別に

支給停止解除決定通知書(様式第20号)を年金受給権者又は年金管理者に交付するものとする。

3 [略]

(弔慰金の給付手続)

第10条 条例第13条第1項又は第2項の規定による弔慰金の給付の請求をしようとする加入者又は死亡した被共済者の葬祭を行う者は、弔慰金給付請求書(様式第21号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 知事は、前項の弔慰金給付請求書を受理した場合において、弔慰金の支給を決定したときは弔慰金給付決定通知書(様式第22号)を、弔慰金を支給しないことに決定したときは弔慰金(加算額)不支給決定通知書(様式第23号)を加入者又は死亡した被共済者の葬祭を行う者に交付するものとする。

(脱退一時金の給付の手続)

第10条の2 条例第13条の2第1項又は第3項の規定による脱退一時金の給付の請求は、脱退一時金給付請求書(様式第24号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1)・(2) [略]

2 知事は、前項の脱退一時金給付請求書を受理した場合において、脱退一時金の支給を決定したときは脱退一時金給付決定通知書(様式第25号)を、加入者に交付するものとする。

(脱退等の申出)

第11条 条例第16条第4号に規定する脱退の申出をしようとする加入者又は口数の減少の申出をしようとする2口の加入者は、加入者等脱退(減少)届書(様式第26号)に心身障害者扶養共済制度加入証書心身障害者扶養共済制度口数追加証書を添えて知事に提出しなければならない。

(届出)

第13条 条例第17条第1項から第4項までに規定する届出は、それぞれ次の各号に掲げる書類によらなければならない。

(1) 条例第17条第1項第1号、第2項第2号及び第3項第1号の届出 氏名(住所)変更届書(様式第27号)

(2) 条例第17条第1項第2号、第2項第1号及び第3項第2号の届出 死亡(重度障害)届書(様式第28号)

(3) 条例第17条第1項第3号の届出 年金管理者指定届書又は年金管理者変更届書(様式第29号)

(4) 条例第17条第3項第3号の届出 年金支給停止事由発

定める様式による年金支給停止解除決定通知書を年金受給権者又は年金管理者に交付するものとする。

3 [略]

(弔慰金の給付手続)

第10条 条例第13条第1項又は第2項の規定による弔慰金の給付の請求をしようとする加入者又は死亡した被共済者の葬祭を行う者は、別に定める様式による弔慰金給付請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 知事は、前項の弔慰金給付請求書を受理した場合において、弔慰金の支給を決定したときは別に定める様式による弔慰金給付決定通知書を、弔慰金を支給しないことに決定したときは別に定める様式による弔慰金(加算額)不支給決定通知書を加入者又は死亡した被共済者の葬祭を行う者に交付するものとする。

(脱退一時金の給付の手続)

第10条の2 条例第13条の2第1項又は第3項の規定による脱退一時金の給付の請求は、別に定める様式による脱退一時金給付請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1)・(2) [略]

2 知事は、前項の脱退一時金給付請求書を受理した場合において、脱退一時金の支給を決定したときは別に定める様式による脱退一時金給付決定通知書を、加入者に交付するものとする。

(脱退等の申出)

第11条 条例第16条第4号に規定する脱退の申出をしようとする加入者又は口数の減少の申出をしようとする2口の加入者は、別に定める様式による加入者等脱退(減少)届書に心身障害者扶養共済制度加入証書又は心身障害者扶養共済制度口数追加証書を添えて知事に提出しなければならない。

(届出)

第13条 条例第17条第1項から第4項までに規定する届出は、それぞれ次に掲げる書類によらなければならない。

(1) 条例第17条第1項第1号、第2項第2号及び第3項第1号の届出 別に定める様式による氏名(住所)変更届書

(2) 条例第17条第1項第2号、第2項第1号及び第3項第2号の届出 別に定める様式による死亡(重度障害)届書

(3) 条例第17条第1項第3号の届出 別に定める様式による年金管理者指定届書又は年金管理者変更届書

(4) 条例第17条第3項第3号の届出 別に定める様式によ

<p>生（消滅）届書（様式第30号）</p> <p>（5） 条例第17条第4項の届出 年金受給権者現況届書（様式第31号）</p> <p>2 前項第5号に掲げる年金受給権者現況届書は、毎年4月1日における現況を記載し、年金受給権者の住民票の写し（年金受給権者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本）を添えて、その年の5月末日までに提出しなければならない</p> <p>（台帳）</p> <p>第14条 知事は、年金の支給に関する事項を記載し、整理するため、加入者台帳（様式第32号）及び年金受給権者台帳（様式第33号）を作成するものとする。</p> <p>（納入通知票等）</p> <p>第15条 掛金に係る納入通知票、納付票、領収票、領収済通知票、収納済通知票及び収納票は、様式第34号によるものとする。</p>	<p>る年金支給停止事由発生（消滅）届書</p> <p>（5） 条例第17条第4項の届出 <u>別に定める様式による年金受給権者現況届書</u></p> <p>2 前項第2号（条例第17条第3項第2号に係る部分に限る。）<u>に掲げる死亡（重度障害）届書は、年金受給権者の住民票の写し（年金受給権者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍又は除籍の抄本）を添えて、提出しなければならない。ただし、知事が住民基本台帳法施行条例（平成14年岩手県条例第49号）第5条の規定により年金受給権者に係る本人確認情報を利用することができるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 第1項第5号に掲げる年金受給権者現況届書は、毎年4月1日における現況を記載し、年金受給権者の住民票の写し（年金受給権者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本）を添えて、その年の5月末日までに提出しなければならない。<u>ただし、知事が住民基本台帳法施行条例第5条の規定により年金受給権者に係る本人確認情報を利用することができるときは、この限りでない。</u></p> <p>（台帳）</p> <p>第14条 知事は、年金の支給に関する事項を記載し、整理するため、<u>別に定める様式による加入者台帳及び年金受給権者台帳</u>を作成するものとする。</p> <p>（納入通知票等）</p> <p>第15条 掛金に係る納入通知票、納付票、領収票、領収済通知票、収納済通知票及び収納票は、<u>別に定める様式によるもの</u>とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第5号までを削り、様式第6号を様式第1号とし、様式第7号を様式第2号とし、様式第8号から様式第15号までを削り、様式第16号を様式第3号とし、様式第17号から様式第34号までを削る。

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の心身障害者扶養共済制度条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。